

村の世帯・人口

昭和51年 6 月末日現在

総世帯数 3,234戸

人 口 13,974人

男 7,104人

女 6,870人

6 月の人口移動

出生 22 死亡 4

転入205 転出 46

婚姻 8 離婚 2

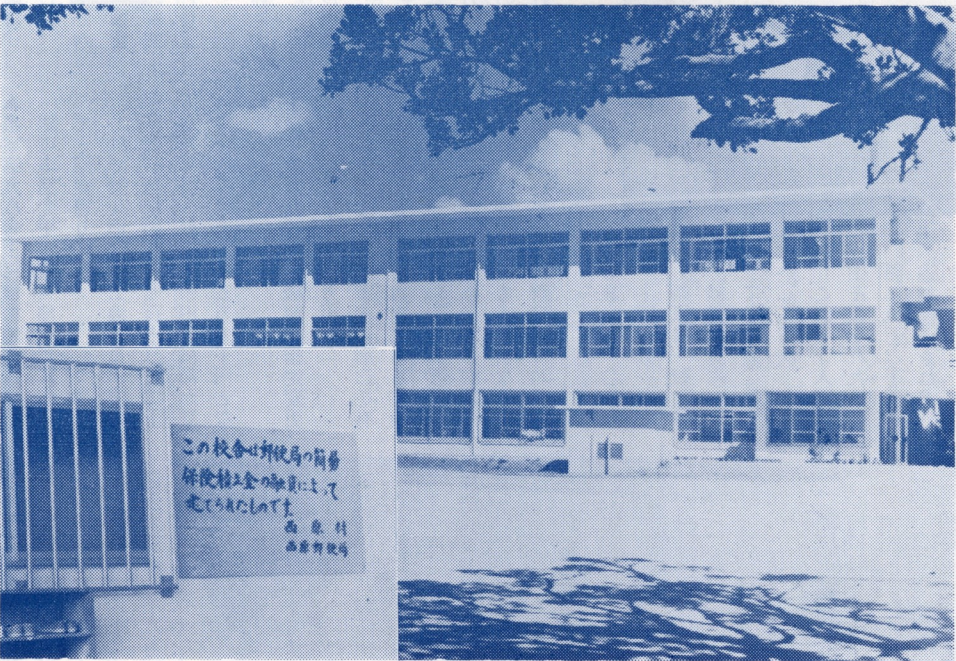


広報にしはら

発 行 所
西 原 村 役 場

電話(09894) ⑤ $\begin{cases} 5011 \\ 5012 \\ 5013 \end{cases}$

印 刷
西 原 印 刷



50年変簡保融資事業

- 西原小学校校舎新增改築工事が総額113,803千円で完成—その財源は、国庫補助金が37,265千円簡保資金借入れが13,200千円、一般財源が13,338千円となっています。
- 坂田小学校用地購入も行なわれ、総額28,754千円のうち、簡保資金借入が11,300千円市中銀行借入14,500千円一般財源2,954千円となっています。

一、村政情報

- ①第五回議定会定例会終る 1
- ②西原村公害対策審議会委員任命される……… 2

二、村民の広場

- ①昭和五十一年の青年教室開講される……… 2
- ②村青少協総会開かれる 3
- ③楽しい夏休みを過すため、村青少協―水難救助の訓練を実施……… 4
- ④「私はこう主張します」と第二回婦人主張大会開かれる……… 5
- ⑤青春のエネルギーをボールに打ち込む―村青連の排籠球大会……… 6

三、告知板

- ⑦西原中、水泳訓練を実施―名城ビーチにて……… 6
- ⑥想い出の九州旅行―西原中修学旅行団初めて九州へ……… 7
- ①労働保険（労災保険、雇用保険）の保険料の納付について……… 7
- ②八月の農業……… 7
- ③八月の行事……… 7

第五回議会定例会終る

551.8

去る六月二十九日、三〇日の両日、

第五回議会定例会が開かれました。

今議会に提出された案件は全部で六件。一日目にそれぞれの議案が慎重に審議され、二日目には、一般質問が行なわれ、二日間の会期をとりま

した。
各議案の審議の結果は次の通りです。

▲議案第九七号―村営土地改良事業認可申請変更（小那覇地区）について：原案通り可決

これで小那覇地区の土地改良費の事業費が、当初の五千五十八万円から一千八百六十八万三千円増の六千九百二十九万三千円に変更されることになりました。

▲議案第九八号：村営土地改良事業認可申請変更（兼久地区）について：原案通り可決

これで兼久地区の土地改良事業の事務費が当初の八千七百十三万二千円から、四十九万六千円の減額が認められ八千六百六十三万六千円となりました。

▲議案第九九号：二級河川指定変更について：原案通り可決

これで隣接の浦添市内に河口を有する牧港水系の本村地内にある宇地泊川の字千原田原一〇〇―二番地地先きから牧港川合流点に至る区間が二級河川に指定されることになり同区間については県の管理下におかれることになりました。

▲議案第一〇〇号

：昭和五一年度
西原村一般会計
補正予算について：原案通り可決

これで才人、才出それぞれ九千三百二十九万二千円が追加補正され、昭和五一年度の才出才入の予算総額は当初の十二億七百五十五万九千円から十三億八十五万一千円となりました。

補正の内容を見ると、才入の主なものは、庁舎敷地購入費とか村有地処分に伴う離作及び宅地、宅地補償充当としての四

千三十五万九千円、前年度からの繰越金が四千七百三十五万四千九百七十五円等となっています。才出では、総務費に四千二百六十六万三千円土木費に一千八百万一千円予備費に一千六百五十六万一千円等となっています。

▲決議第十七号：米軍の実射演習即時中止に関する決議について
：決議

▲決議第十八号：南石油のガス漏れ事故に対する抗議決議について
：決議

決議文の内容については別添一の通りです。

別添1

南石油のガス漏れ事故に対する抗議決議

貴社は操業以来、今日まで再三再四にわたり事故をおこし、その都度、施設改善による事故防止対策の強化を強調してきたにもかかわらず、今朝またや工場施設内からガス漏れ事故が発生させ、地域住民に對し、不安と恐怖を与えた。

六月六日の火災事故といい、今朝のガス漏れといい、一歩間違えば大惨事にもなりかねない危険きわまる事故である。今回の事故は、貴社の無責任な管理体制のズサンさに起因するものであり、村民を愚ろうしたものであるという立場から、絶対に許すことはできない。

よって本村議会は、貴社に對して、操業を中止し、諸施設の総点検の徹底を期すよう強く要求する。

右記決議する。

昭和五十一年六月三〇日

西原村議会



議 会 よ り

西原村公害対策審議会

委員任命される

昭和四十七年に制定された西原村公害防止条例第十四条にもとづいて左記の通りに本村の公害対策審議会の委員九名が、去る七月六日任命され辞令の交付式が行なわれました。

最近の本村の生活環境は、以前に比べかなりの変化を見せ、それだけに村民からの公害等の訴えも急増の傾向にあります。そういう中で村では、早急に公害対策審議会を設置し村民の快適な生活環境の保全、整備を計る上で積極的に諮問して行く考えでしたが、この程、その懸案が実現し、村の関係者はもとより多くの村民からの期待も大きく喜ばれています。

審議会のメンバーは、大城静子氏（村婦人会長）、喜屋武光広氏（村青年連合会副会長）、新川雅博氏（那覇地裁書記官）、泉川寛信氏（村区長会代表）、新垣盛光氏（村議会議員）、大城盛孝氏（シ）、与那城長助氏（シ）、稲福勝美氏（シ）、大城政吉氏（村助役）以上九氏で、任期は二年となっています。

審議会委員の互選で会長に稲福勝美氏、副会長に大城盛孝氏が決まりました。

審議会の主な役割は、たとえば第一にどんな工場等が公害の取り締り等の対象になるのか、第二には生活環境の保全整備のために工場等から出される排出物についての基準をどう制定するか、第三には、公害発生の際にどのような措置命令が適切かを審議すること、第四にはその他公害防止対策に関するすべてのことに村長の諮問に応ずることとなっています。

村内に各種企業をかかえている村当局としては、村民の生活環境を整備する上から山積する問題が多く大企業との公害防止協定とか、公害規制の基準の設定とか早急にに取り組べき問題もあり、発足した公害対策審議会の積極的な協力のもとに快適な生活環境の保全強化を図かることにしている。

わたしたちの村を住みよいものにするために、公害対策審議会の委員の方々の御活躍を期待すると同時に村民みんなで応援する体制を作ろうではありませんか。

村民の広場

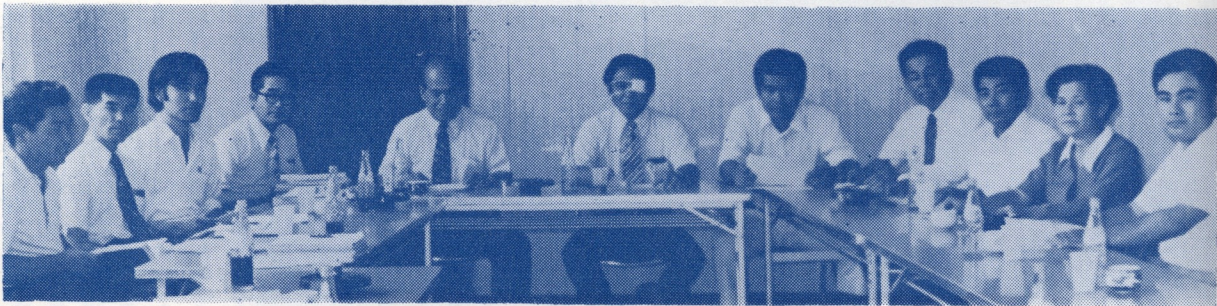
昭和五十一年の 青年教室開講される

②
年々充実を見せ、村民からの期待も大きい村青年教室ですが、昭和五十一年度の青年教室は去る六月十二

日に開講され、すでに現代青年のエキケット、テーブルマナー、結婚と職業とかのテーマについての学習が

なされました。

本村の青年教室は、昭和四十九年から五〇年にかけて県教育委員会の



公害対策審議委員会より

研究指定を受け、そのことが大きな刺激となり質的にも飛躍的な向上をとげ、多くの教室卒業生を送り出してきました。彼らが残していった充実した教室活動の経験と実績が今年入って来る教室生に与える無言の力は大きいことがあります。

担当の村教育委員会では一人でも多くの青年男女が教室生となつて、自からやりたいこと、言いたいことをぶつつけあう若者の広場的な教室になったらと働く青年男女に「教室生になりませんか。」と呼びかけています。

今年の教室の役員は教室生の互選によつて次のように決まりました。

教室長―新川仁功、教室主事―新垣美恵子、庶務―与那嶺広子、山川喜

美子、山内藤子、会計―玉那覇スミエ、連絡―宮平博好、レク―安里洋子、宮里きよみ
教室は毎週火曜日、午後八時から十時まで村役場ホールで開かれ

7月	6日	結婚と職業
	13日	テーブルマナー
	20日	村政を知ろう
	27日	村議員・懇談会
8月	17日	スポーツ大会
	28～29日	宿泊研修
9月	7日	一般教養
	14日	民族工芸について(陶器)
	19日	陶器(うるま焼)実習
	28日	廃品の利用
10月	9～11日	野外活動
	19日	一般教養
	26日	一般教養
11月	2日	琉球舞踊
	9日	ク
	16日	ク
	29日	交流会(20才のつどい)
12月	7日	余暇の過ごし方、青年と余暇
	14日	レク研修、余暇の過ごし方
1月	9日	調理実習(新年会)
	11日	交流会(成人式に向けて)
	15日	成人式
	25日～以後	文集作成
2月		閉講式



講演される吉本先生

村青少協総会開かれる

去る七月十二日、午後二時から村役場ホールで昭和五十一年度の村青少年健全育成協議会(会長宮平吉太郎)の総会が開かれ各字の理事その他、民主団体等の関係者五〇人余が出席しました。総会では、五十一年度の決算報告がなされ、その後昭和五十一年度の予算案と事業計画案について審議に移り、活発な意見が出されました。その中で、今後の村青協は村の社会教育の分野で今ま

で以上に活動の幅を広げる必要があるのではないのか。その為にも予算をもっと何らかの方法でふやし、できれば各字段階の活動とか、その他村内のあらゆる民主体の活動においても協力体制を組んで行くという方向性を考えて行くべきではないのかとの意見も出されました。そのことについては執行部を中心に村青少協として前向きに考えて行くことが確認され万場一致で昭和五十一年度の予算案と事業計画案が採択されました。



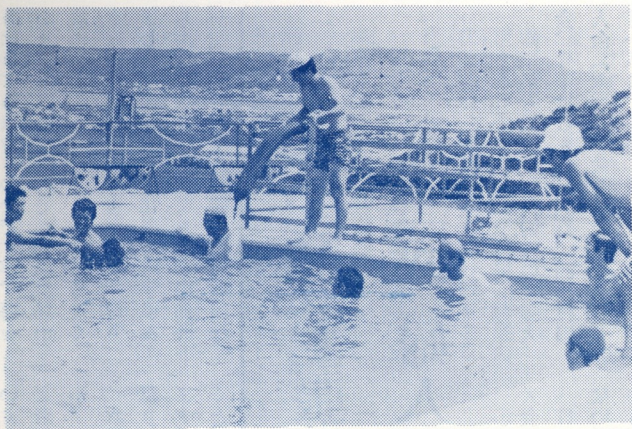
村青少協総会より

ろいろな観察、注意を呼びかけるという消極的な運動も必要であると思へられた。

教育は三つの柱、いわゆる学校教育、家庭教育、社会教育から成るものといわれている。日本全体を見てもそうであるが、とりわけ沖縄県においては社会、家庭教育は教学校教育に比べ、はるかに遅れていることを指摘された。

現代の子供たちは、価値観の多様

ています。今年の教室の七月以降のプログラムは別表の通りです。あなたの参加を村青年教室では待っています。



水難訓練より

今日は、その訓練の中でとくに力を入れて話された点、いわゆる水難事故の未然防止では何が肝心かをみなさんと一緒に考えて行きたいと思います。

水難事故の大半は、海水浴をかんたんな水遊びと誤っている所にあるのでは：と思います。どうでしょうか。

さて、じゃ海に行きたい場合はどうするか。まず第一番目には、海に

学校では夏休みを迎え、いよいよ本格的な夏に入ります。夏は海のシーズン。楽しいはずの夏休み。ところが毎年、海で尊い生命を失う子供や大人が後をたちません。

海はわたしたちを楽しませてくれます。しかし、海をあまくみたり、「海水浴はかんたんさ」と思ったりする人が毎年、その生命を失うという悲しい事故につながっているようです。

そこで、村青少年健全育成協議会

楽しい夏休みを過すため

ちょっと待て、ひとり泳ぎは事故のもと

Ⅱ 水難救助の訓練を実施……村青少協Ⅱ

そのため、①子供を正しく理

解する（知ったつもり、知ったふりはしていないか）②子供は監視するのではなく観察するという暖かい配慮が必要③常に対話のムードを心がける④子供の将来を常に考える視点を持つ⑤教育的な立場から話し合う上での教育関係機関との連絡を密にする努力等が肝要ではないのか、と力説された。

も指摘され、青少年健全育成の運動がいかに重要であるかも強調された。

そして最後に先生が言われた「子供たちは親の言うようにはならないが、親のするようにはなる」という言葉は、じっくり聴き入っている人々の胸奥に「大人として、子供たちの健全な成長のために、何をなさねばならないか」を決意させる重さを感じられた。五時ごろ総会は幕を閉じました。

（会長宮平吉太郎）では、去る七月十二日の総会の翌十三日と十四日の二日間、村内にある東都ホテルのプールで水難救助の訓練を実施するとともに、海には絶対一人では行かない、行かないというチラシを各家庭にくばり水難事故の防止を呼びかけました。

救助訓練は村消防団の大

城孝市団長を中心に朝から行なわれ、村内の学校の先生方や村消防団員を中心に延べ五〇人近くの人が受けました。



水難訓練より

は絶対に一人では行かないということとです。できるだけ大人の人もまじえて行くようにしましょう。二番目には、泳ぐ場所を、深さ、潮の流れ、波の高さ、水温とかをよく考えてから決めることです。三番目には、海に入る前は必ず準備運動で体をほぐすことです。その場合には仲間が誰れと誰れ、何名いるかもみんなで確かめあいましよう。四番目には、食後に泳がないことです。泳ぐ場合でも、あまり長く泳ぐとか、沖に行くとか、水の中でふざけたり（たとえば「助けて」とじょうだんしたり）することを絶対にしないことです。

そういうことに気をつけるようにしてから大人、あるいは家族と海へ一緒に行くようにしましょう。

海は日ごろはやさのいですが、海をあまくみると、とんでもない水難事故に会うことになります。毎年たくさんの子供たちや、友達が亡くなりました。今年もすでに多くの子供たちが亡くなりました。みんなの仲間や友達から、そんな悲しい人が出な

いよう気をつけあって今年の夏休みも楽しくすごそうではありませんか。

水難事故の大半は、大人の注意の足りなさにも原因があるように思えます。子供たちが友達同志で海に行くとした場合でも、誰れか大人が一

緒に行くのかどうか、どこに泳ぎに行くのか等の注意を心がけることも絶対に必要でしょう。

水難事故を村民の協力で未然に防止し、無事、活動的な楽しい夏をすごすようにしましょう。

「私はこう主張します」と

第二回 婦人主張大会開かれる



昨年から始められた婦人の主張大会、今年は数えて二回目。西原村婦人会（大城静子会長）では、去る七月十八日、午後二時から西原村役場ホールで、百人余の会員及び関係者の参加のもと第二回西原村婦人主張

大会を行いました。

日ごとに発展する経済状況にともない派生し来るあらゆる問題。そういう現代社会の中で婦人の立場から明るい郷土を築くために、「何を」「どうなしうるか」また「なすか」

等話し合う中から今後の婦人会活動の方向を明らかにして行くことをネライとするこの婦人主張大会。

弘子さん（字小波津）と「青少年健全育成に思うこと」の玉那覇恭子さん（字小波津）のお二人が、来たる七月二五日に開かれる中頭大会に本村婦人代表として参加することになりました。その他いづれ劣らぬ熱弁をふるって下さった四人の方々のテーマとお名前を紹介します。敬称を略致します。

● 幸せをいつまでも

花城季子（兼久）

● 会活動に勇気づけられて

安里キク（仲伊保）

● 客との対話から

外間重子（幸地）

● 別居問題と老人に思う

喜屋武初子（桃原）

この植づき、はぐまれて行く婦人の主張大会の持つ意味と今後の婦人会、あるいは幅広い社会教育の活動に与える影響の大きさは、計り知れないものがあり、それだけに村民の期待と注目もひときわ大きいものがあります。そのことを大会の会場のムードも表わしているようでした。



熱のこもった主張がつづく……

五人の審査委員の厳選なる審査の結果、「子供のにつけについて」を主張した小波津

村、県税の第2期納税は8月末日までです。

青春のエネルギーを

ボールに打ち込む

西原村青年連合会（喜屋武勝治会長）では、去る六月二十七日、七月四日の両日にわたって各字対抗バレー、バスケットボール大会を開催。バレーの部では男子が一六チーム、女子十チーム、バスケットボールの部では男子十チーム、女子八チームが参加する近年にない盛況ぶり。

それぞれの競技で一回戦から熱戦が展開され、その結果、バレーの部の男子では、我謝チームが初優勝に輝き、女子では小波津チームがこれまた初優勝に輝きました。準優勝は男女とも兼久チームでした。バスケットの部では、男子が内間チームの初優勝、女子では我謝チーム

が久びさの優勝をかざりました。準優勝は、男子が翁長チーム、女子が仲伊保チームでした。

両日の大会を通して大会執行部では、大会の準備不足とか、参加チームの時間のルーズさとかを深く反省。せっかく盛り上がりを見せている青年会活動や、よりいっそう内容的に充実させる意味からも時間とかの最低限のルールは厳しく守る、きびきびした青年会活動でありたいとの反省を加えて大盛況の大会は幕を

西原中・水泳訓練を実施

名城ビーチにて



さえたわたった空の下、暑さに負けることなく西原中（松田州弘校長）では、去る七月十五日に糸満市の名城ビーチで水泳訓練を行いました。その日は朝から級友たちと泳ぐとあって生徒たちは大喜び。

健康的に都合の悪い生徒以外は全員が海に入り、各学年とも泳げるグループ、泳げないグループに分かれ、男女が二〇分交替で水泳を楽しみました。健康的な理由で泳いではいけないと言われた生徒たちは、級友たちの衣類をあづかったり、遠くから泳ぐのをながめたりで、ちょっぴり寂しそうだったが、早く普通の状態になってみんなと楽しめるようになってほしい。

その日は、村消防団から大城団長安里団員の二名が特別参加をし、いくつかのグループに分かれて水難救助についての指導も行われ、みんな熱心に聴き入っていました。

あたりせましと海面にちった生徒たちを見ると、泳ぐというより、水あそびといった観の生徒たちが大半。それでもケッコウ楽しそうだが、泳げる方がいっそう楽しいにきまっている。同行した小川教育長は「来年からはみんな泳げるようにしよ

う。そのためにもぜひプールを作って」と今から各学校へプールを建

設する必要性と抱負を語って、海にかけ込んでいった。



水泳のあいま、水難訓練も受ける

想い出の九州旅行

西原中修学旅行団初めて九州へ

中学生生活の中で一番の想い出となるのは何と言っても修学旅行。その修学旅行で西原中（松田州弘校長）では、今年から九州への旅を計画。去る五月三十日から六月四日まで五泊六日間で行ってきました。

今度の修学旅行には、松田校長を団長とする総勢二九二名が参加。目的地の福岡県、長崎県、熊本県、鹿児島県に、楽しい想い出をいっぱい残して帰ってきました。この修学旅行のネライは、①旅行先きの自然、産業、文化、史跡などを実際に見聞することによって、これまで学習から得た知識をさらに広め、より確かなものにする、②先生方や学友たちとの共同生活、共同体験でお互

いの人間関係を深める、③旅行を通して集団生活のきまり、公衆道徳などについての体験をする、となっており、引卒で行かれた多くの先生方が旅行の体験は考える材料と励ましとなる想い出を生徒たちに与える有意義なものであったとの期待の声が圧倒的。

学校では旅行に際して、しおりを作成し、楽しい中にもよりいっそう有意義な旅を生徒たちにしてもらうとの心づかいもみられました。

来年の三月には卒業する三年生たちにとって、進学か就職の選択という決意を前に修学旅行の想い出は、いろんな形で、これから大きな励しとなることでしょう。

告、知、板

労働保険（労災保険、雇用保険）の保険料の納付について

昭和五一年度労働保険料第二期分の法定納期限は八月三一日となっておりますので、是非とも納期限内にものり銀行（日本銀行蔵入代理店）、郵便局、又は労働基準監督署、もしくは沖縄労働基準局労災補償課へ納付して下さい。

なお、昭和五一年度一分及び昭和五〇年度以前の労働保険料等の未納についても上記期日までに納付して下さい。

未納があると延滞金が課され、費用徴収の対象となり、財産差押えをされることがあります。

八月の農家のしおり

▲種まき

キャベツ、大根、ちしゃ、ねぎ、きゅうり、ピーマン、なす、セロリ、かぶ、山東菜、

▲植付水稲、いも、夏植えさとうきび、

▲ハウス利用夏野菜栽培

▲施肥水稲、いも、茶の中耕、除草、施肥、

▲夏植えさとうきびの芽堀りと補植第一回追肥、

▲病害虫の防除水稲（メイチュウ）の防除、いも（テングス病、イモコガ病）の防除、きゅうり、なすの病害虫防除

八月の行事

一日：第二回村民盆踊り大会（西青連、婦人会共催）

五日～十一日：食中毒予防週間

十四日～十五日：総合球技大会（村体協主催）

消防、急救の連絡は

兼久、我謝、池田 } 5-5105
安室、桃原地域 }

その他の全地域 } 1 1 9

に電話をすれば村消防団に通じます。

8月23日一ツベルクリン接種

午前9時から

於：村役場ホール

8月26日～27日一BCG接種

午前9時から

於：村役場ホール

村政要覧、村民便利手

帳、広報にしはら等、

村発行の資料が必要な

方は村企画までおいで

下さい。

広報紙の充実のために
広く、村民の投書をお
待ちしています。意見、
要望、等何んでもけっ
こうです。

その場合、住所・氏名
職業をお忘れなく。

村企画課